

景観いわき 第12号

令和6年3月発行



「景観いわき」は、良好な景観形成に向けた取り組みについて、市民のみなさんに知っていただくことを目的に発行しています。この号では、常磐地区において取り組んでいる景観づくりと、屋外広告物のルールの変更についてお知らせします。

常磐地区における景観づくりについて

●まちなみづくりサポートブックをつくっています！

今、常磐地区では、公民が連携して市街地の再生に向けた取り組みを進めています。

いわき湯本温泉を温泉観光地としてブランド化していくため、「新・いわき湯本温泉 まちづくりビジョンブック(R5年4月発行)」を専門家の方々に作成していただきました。

その具現化に向けて、令和5年6月より地域の方と行政によるまちなみづくり検討会を開催し、公共空間の整備方針・整備イメージを想定しながら、まちなみづくりのポイントや構成要素を検討した「新・いわき湯本温泉（仮称）まちなみづくりサポートブック素案」も作成しました。



シンポジウム実施状況

●シンポジウムを開催しました！

令和5年12月に開催されたシンポジウムでは、約80人が参加し、パネラーによる座談会やこれからの湯本地区のまちづくりについて、参加者との質疑応答など、活発な意見交換が行われ、参加者に理解を深めていただきました。

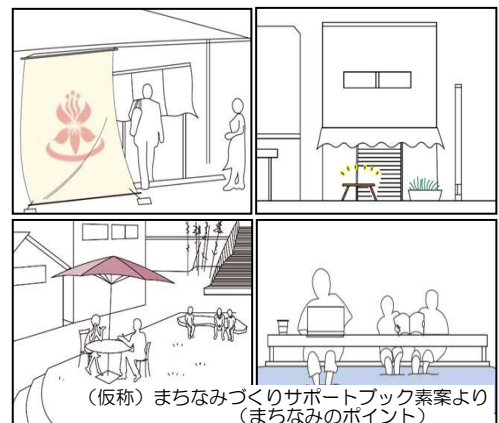
●みんなでまちなみづくりに取り組みましょう！

まちなみは、住民、地域、民間、行政など、様々な主体による行動の積み重ねでつくられます。

「まちなみづくりのポイント」を皆で共有し、協調しながらチャレンジを重ねていくことが、魅力的なまちなみを育てます。

意見交換や情報共有などを大切にし、将来のビジョンを見すえながら、引き続き、まちなみづくりの検討を進めていきます。

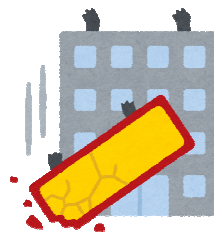
ぜひ、皆さんも「(仮称)まちなみづくりサポートブック素案」をご覧ください。



【市ホームページ】

屋外広告物のルールが変わりました！ ～あなたの屋外広告物は大丈夫ですか？～

近年、全国的に適切に管理されていない屋外広告物が老朽化等による落下又は倒壊する事故が増えています。このような状況を踏まえ、本市では、屋外広告物の一層の安全性の確保を図り、事故を防止するため、屋外広告物条例及び同施行規則の一部を改正しました。



●屋外広告物の管理義務の明確化

表示者、設置者や管理者に加え、所有者や占有者についても屋外広告物の管理義務を負うこととし、管理義務の中には「除却」（撤去）の義務も含まれていることを明確化しました。

| | 改正前 | 改正後 |
|----------|-------------|--------------------------------|
| 管理義務を負う者 | 表示者、設置者、管理者 | 表示者、設置者、管理者、 所有者、占有者 |

●全ての屋外広告物の点検義務化

全ての屋外広告物について、所有者などが点検を実施する必要があります。

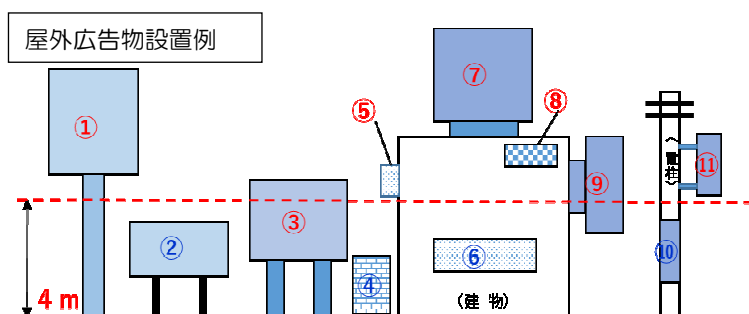
点検に際しては、安全点検に関する基本的事項を示した「いわき市屋外広告物安全管理指針」を確認した上で、点検を実施するようにお願いします。



●有資格者による管理及び点検の義務化

地表面から屋外広告物の上端までの高さが4mを超える許可広告物について、資格を有する方が管理者となり、点検を行う必要があります。

有資格者：屋外広告士、1級又は2級建築士及び屋外広告物点検技能講習を修了したもの。



| 地表面から上端までの高さ | 凡例 | 管理者となるための資格 | 点検の実施 | 点検を実施するための資格 |
|--------------|-------------|-------------|-------|--------------|
| 4 m 超え | ①③⑤⑦ ⑧⑨⑪ | 要 | 要 | 要 |
| 4 m 以下 | ②④⑥⑩ | 不要 | 要 | 不要 |

市は屋外広告物の許可制度等により、まちの良好な景観形成を維持推進しています。

景観というイメージの捉え方が様々であるという課題がある中、今後も景観形成の普及啓発活動の充実を図っていきます。

〔編集・発行〕いわき市 都市建設部 都市計画課 景観係
Tel 0246-22-7512 fax 0246-24-4306
Email toshikeikaku@city.iwaki.lg.jp



【市ホームページ】